平成２５年（フ）第４６１号
大分市敷戸東町７番７―101号
債務者　辻　サヨ子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４８２号
大分市けやき台２丁目3751番地の５
債務者　渡邊ゼエニー
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８５号
宮崎市祇園２丁目133番地４　サルヴァトーレ祇園213号、前住所宮崎市大橋３丁目91番地　グローリィ大橋202号
債務者　松本　清佳（旧姓境）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３１号
宮崎市中村西２丁目５番９号　中村アパート201号、前住所宮崎市大字有田317番地１
債務者　中島めぐみ
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３８号
宮崎市千草町８番16号　千草荘102号
債務者　日高　聖一
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙1771番地２　鵜之木住宅50―６―３
債務者　古谷友希恵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1878番地18103
債務者　前原　優大
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第９５号
宮崎県都城市鷹尾１丁目９街区17号
債務者　石黒　　有
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１１８号
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名727番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名8016番地
債務者　上之園美貴子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
岩手県遠野市土淵町柏崎10地割63番地
債務者　鍛冶英哉こと　鍛冶　英哉
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
岩手県遠野市綾織町上綾織５地割17番地
債務者　菅沼　宏成
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
宮城県加美郡加美町米泉字東野40番地19
債務者　伊藤　政利
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６００号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―17―301
債務者　飯田　俊一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６２０号
埼玉県富士見市針ヶ谷１丁目25番地１　ボンヌ・シャンテ201
債務者　大久保　武
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３３号
埼玉県所沢市大字上安松1352番地の１
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３１９号
京都市山科区西野様子見町１番地２　市住１―1159
債務者　藤田　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５３号
京都府宇治市槇島町石橋54番地の２
債務者　南出　知仁
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係